

## 国指定文化財（建造物・美術工芸品）修理事業補助金交付基準

（令和8年4月1日決定）

### 1 趣旨

国指定文化財（建造物・美術工芸品）修理事業についての補助は、この基準の定めるところによる。

### 2 補助対象

「重要文化財（建造物・美術工芸品）修理、防災、公開活用事業費国庫補助要項」に規定される国庫補助を得て行われる修理事業

### 3 補助基準

次の表のとおり。ただし、補助対象事業費に占める国、府、市の合計補助率は、95%を限度とし、予算の範囲内において調整する。

国庫補助率	市補助限度額（建造物）	市補助限度額（美術工芸品）
50%	—	—
55%	—	—
60%	200万円	100万円
65%	200万円	100万円
70%	400万円	200万円
75%	400万円	200万円
80%	450万円	250万円
85%	450万円	250万円

### 4 特例

上記2及び3にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、その認めるところにより補助することがある。